

6 住宅防火施設整備補助事業と補助金の申請手続き

6-1 目的

この事業は、会員の防火施設整備努力を支援することにより、火災共済事業における火災の損害を軽減させることが目的です（社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅防火施設補助事業実施規程（以下「補助規程」と略します。）第2条）。

建築物等には、消防法等により「消防用設備等」の設置が義務付けられていますが、法規制は通常最低限の基準を示すもので、法を遵守していればそれで十分であるとは必ずしもいえません。

より安全を期するためには、法規制以上の消防用設備等を有効に設置する必要があり、そのような消防用設備等を設置することに補助するのが、この事業の主眼です。ただ、法令は年々改正強化されることが多いので、法令に基づき設置する消防用設備等についても、会員の実態を考慮し補助しています。

6-2 年度要綱

機構は、毎年度、補助単価等の具体的な運用を定めた年度要綱を策定します（補助規程第4条 ○○年度要綱（参考例） p93参照）。

これは、適切な補助単価等の設定をするほか、消防用設備等の機能の向上、会員の設置方針の多様化又は火災共済事業における被害状況の動向に応じて、効率的に事業を実施するためです。

6-3 補助の対象と品目及び補助基準

6-3-1 補助対象についての基本的な考え方

補助対象物は、機構が火災共済委託を受けた住宅等に設置される防火設備又は施設です（補助規程第3条）。

消防法施行令で規定する消防用設備等の種類は、「消火設備」「警報設備」「避難設備」ですが、この事業においては、「消火設備」「警報設備」及びこれらに類する設備のうちから、補助規程第3条の別表のとおり、補助対象品目及び補助基準を定めています。

その表の消防用設備等を新規設置する場合に補助する他、既存設備等を撤去又は廃止し、新しいものに交換する場合にも補助を行います。

ただし、消防用設備等の修繕又は点検、あるいは消火器の薬剤詰め替え等は補助対象外です。

この事業は、当該年度における消防用設備の設置等に対して補助するものであるため、補助申請以前に設置等が完了している場合でも、当該年度において実施されたものであれば申請することが出来ます。

補助品目ごとに1会員の年間限度額がありますが、1地方公共団体について1会員として取扱いますので、同一団体が複数の担当部署ごとに申請を行った場合でも、まとめて1会員の限度額が適用されます。

なお、補助単価は1対象物に対する補助額を定めたものですが、実際の事業費が補助単価より低額な場合は、実際の事業費に基づき補助金を交付します。

また、補助の設置承認を受けた団地を他の団地に変更したい場合、あるいは設置を中止又は計画変更したい場合等は、その旨を早急に機構へ連絡して下さい。これはなるべく多くの会員に補助を行うためであり、変更が判明した時点で、他の会員へ補助金を振り向けるためです。

6-3-2 補助対象の品目と補助基準

【消火器】

共済委託契約物件のうち住宅については、2戸につき1本、集会所等の共同施設には1棟につき1本の割合で補助し、補助単価、1会員年間限度額は、年度要綱で定めます。

補助規程では、消火剤の種類、性能について特に規定はありません。住宅等に設置するものなので、粉末消火器や強化液消火器に限定されます。

法令上設置義務のある防火対象物に設置する消火器は赤色となっています。しかし、外面塗色に指定のない住宅用消火器でも対象としています。

新規設置又は交換を補助対象とし、薬剤詰め替えは対象外です。

(例) 緑ヶ丘団地600戸に消火器@7,350円(薬剤量2ℓ超)を300本設置する場合で

補助単価 5,000円

1会員年間限度額 1,500,000円の時

事業費 2,205,000円

↓

補助額 1,500,000円

【消火器格納箱】

消火器の格納箱のほか、置台、スタンド等も対象です。

ただし、金具で固定する簡易なもの等、少額な物は対象としていません。

補助率、年間限度額は、年度要綱で定めています。

(例) 緑ヶ丘団地に消火器格納箱@12,000円を10基設置する場合で

補助率 5割

1会員年間限度額 100,000円の時

事業費 120,000円

↓

補助額 60,000円

【消火栓】

屋内・屋外ともに対象です。

消火栓は、消火栓設備の一部として、消火栓開閉弁、ホース、ノズルのほか、格納箱等により構成されます。

消火栓設備設置については、消火栓開閉弁1箇所についての補助単価を定め、おおむね住宅の戸数20戸に1基の割合で補助します。補助単価は、年度要綱で定めています。

(例) 稲葉団地60戸に消火栓3基を設置する場合で

補助単価 100,000円

1 会員年間限度額 500,000円の時

事業費 1,500,000円

↓

補助数量 3基

補助額 300,000円

【消火栓ホース等】

新規設置又は交換を補助対象とします。

消火栓用ホース、ノズル、ホース格納箱等のほか、消防ポンプ用のホース等も対象とします。補助率、年間限度額は、年度要綱で定めます。

(例) 稲葉団地にホース格納箱・ホースを設置する場合で

補助率 5割

1 会員年間限度額 100,000円の時

事業費 150,000円

↓

補助額 75,000円

【防火水槽】

1 団地につき1 基を補助します。型式等は限定しません。

補助率、補助限度額、年間限度額は、年度要綱で定めています。

(例) あけぼの団地防火水槽1 基を設置する場合で

補助率 事業費から国庫補助等を除いた額の5割

補助限度額 350,000円

1 会員年間限度額 700,000円の時
事業費 4,000,000円 (内、国庫補助2,000,000円)
補助対象事業費 2,000,000円
(事業費4,000,000円－国庫補助2,000,000円)
↓
補助額 350,000円

【構内照明灯】

夜間における消火活動や放火防止のための照明灯に対し補助します。

補助単価は、年度要綱で定めています。

既存の団地に新たに設置するもの又は交換するものを優先し、新規建設団地に設置するものについては、予算の状況に応じて、衡平性を勘案し一定の割合で補助します。

また、既存の柱等に設置するものについても対象としますが、住宅の階段灯等は対象としません。

(例) あけぼの団地に構内照明灯3基を設置する場合で

補助単価 25,000円の
1 会員年間限度額 200,000円とき
事業費 450,000円
↓
補助額 75,000円

【避雷設備】

突針方式、水平導体方式等の避雷設備に対し補助します。

補助率、年間限度額は、年度要綱で定めています。

(例) あけぼの団地に避雷設備2基を設置する場合で

補助率 5割
1 会員年間限度額 200,000円の時
事業費 1,000,000円
↓
補助額 200,000円

【その他第2条の目的達成のために必要な範囲で理事長が定める品目】

上記に掲げる品目以外に、火災共済事業における損害の軽減のために必要な品目を、理事長が定めることができます。

補助率、補助限度額、年間限度額は年度要綱で定めています。

特例事業として、平成18年度から平成22年度までの間は、住宅用火災警報器を理事長が定める補助対象品目としています。

6-4 交付申請

6-4-1 補助の申請と承認

毎年、年度要綱を策定し会員あてに通知しています。補助を希望する会員は、住宅防火施設整備補助申請書（記入例はp100）に必要書類を添付し提出します（補助規程第5条）。

機構は、会員からの申請に基づき、予算内で補助承認額を調整し、当該会員へ通知します。補助申請手続段階では事業費が確定しないため、事業の見積額により補助予定額を算出し、この補助予定額を補助事業の承認額とします。

6-4-2 調整

補助申請について、補助事業の目的に基づき、年度要綱の補助方針や予算額等を考慮し調整します（補助規程第6条）。

調整方法ですが、業務方法書においては優先順位を緊要度の高い順としています。

現時点では、具体的な補助品目としては、消火器が最も優先順位が高く、構内照明灯は優先順位が最も低いものとしています。

これは、消火器は初期消火に適した消防用設備として、直接的に火災による被害防止にその能力を発揮する一方、構内照明灯は、放火防止や夜間の消火活動に役立つものであって、被害防止効果は間接的としているためです。

そのほか、会員相互の衡平性も調整の要素です。

調整に関する原則として、事業の目的に最も適しているものを優先させます。

6-4-3 事業の中止

事業承認後会員の都合により、事業を中止する場合は、書面にてその理由を記して届け出、機構の承認を受けて下さい（補助規程第8条）。

6-4-4 二次募集

補助申請調整後に事業承認額の総額が予算額に満たない場合、二次募集を行うことがあります。

また事業を中止又は計画変更したい会員がある場合、申請額が予算を超えたために補助承認が得られなかった会員に対して追加承認を行うことがあります。

6-4-5 補助金額の決定と送金

補助事業が完了した会員は、住宅防火施設整備補助事業完了報告・補助金交付申請書（記入例はp101）に必要書類を添付し提出します（補助規程第9条）。

機構は、完了報告及び補助金交付申請書に基づき、補助金額を決定します（補助規程第10条）。

補助事業申請時に報告された事業経費見積額と、実際の事業経費との間に差額が生じた場合は、補助金額を事業承認額と異なる額に変更することもあります。これは、事業承認額は、事業の見積額に基づき算出され、一方、補助金額は実際に要した経費に基づき算出されるためです。

補助の設置承認を受けた団地を他の団地に変更したい場合、あるいは設置を中止又は計画変更したい場合は、その旨を事業完了報告時ではなく、方針決定時に直ちに機構へ連絡して下さい。これは、変更が生じた分の補助金を他の会員へ振り向け、なるべく多くの会員に補助を行うようにするためです。

決定した補助金は、銀行振込又は会員発行の納入通知書のいずれかの方法により送金します。送金先は、会員である地方公共団体の長若しくは出納責任者の口座に限ります。送金方法を納入通知書に指定した場合は、補助金額の決定通知後、納入通知書を機構あてに送付して下さい。

6-4-6 端数処理等

事業承認額及び補助金額は、当該事業に係る経費の範囲内で、団地ごと、補助対象品目ごとに100円未満を切り捨てで、計算します（補助規程第11条）。

実際の経費と補助単価等を比較し、実際の経費の方が少額となる場合は、実際の経費の100円未満を切捨てた額を補助金額とします。どんな場合でも、実際の経費を超えて補助金を交付することはありません。

平成〇〇年度住宅防火施設整備補助要綱（参考例）

住宅防火施設整備補助事業実施規程（以下「補助規程」という。）第4条に規定する平成〇〇年度要綱は、次のとおりとする。

（予算額）

第1条 平成〇〇年度における住宅防火施設整備補助事業の補助総額は、〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とし、そのうち、特例事業として、住宅用火災警報器に約〇〇,〇〇〇,〇〇〇円を配する。

（補助方針）

第2条 平成〇〇年度における住宅防火施設整備補助事業の実施は、次の方針による。

- 一 既存の住宅及び共同施設に設置するものを優先する。ただし、住宅用火災警報器については、既存の住宅に設置するもののみを対象とする。
- 二 消火器については、薬剤質量又は薬剤量による複数の補助単価を設定する。
- 三 補助規程別表の理事長が定める補助対象品目は、住宅用火災警報器とする。
- 四 住宅用火災警報器への補助は、「就寝の用に供する居室」及び「就寝の用に供する居室が存する階から直下階に通ずる階段」（以下「寝室等」という。）に設置するものに限ることとし、補助金の算定は、住宅用火災警報器の本体価格を基準とする。なお、住宅用火災報知設備は補助対象としない。
- 五 申請多数の場合は、補助規程第6条に基づき調整を行う。

（補助対象品目等）

第3条 本年度の補助対象品目、補助基準（補助単価、補助率、補助限度額）及び年間限度額は、別表のとおりとする。

（補助申請）

第4条 補助を受けようとする会員は、補助規程別記様式1「住宅防火施設整備補助申請書」に同規程第5条第一号及び第二号に規定された必要な書類を添付し、申請を行う。ただし、住宅用火災警報器を申請する際は、併せて「住宅用火災警報器補助申請明細書」を作成し、提出するものとする。なお、添付書類が申請提出期限に間に合わない場合は、会員は、必ずその旨を機構に申し出なければならない。

2 補助を受けようとする会員において、事業年度中に他市町村と合併する予定のある会員は、その旨を申請時に申し出なければならない。

(補助申請提出期限)

第5条 補助規程第5条に規定する「住宅防火施設整備補助申請書」の提出期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

平成〇〇年度要綱 [別表]

補助対象品目	補助基準・補助単価・補助率等	1 会員年間限度額
消 火 器	補助基準…住戸は2戸に1本、共同施設は1棟に1本 補助単価…3,000 円 ・粉末消火器で薬剤質量が2キログラムまでのもの及び 強化液消火器で薬剤量が2リットルまでのもの 補助単価…5,000 円 ・粉末消火器で薬剤質量が2キログラムを超えるもの及び 強化液消火器で薬剤量が2リットルを超えるもの	1,500,000 円
消火器格納箱	補助率…5割	100,000 円
消 火 栓	補助基準…概ね20戸に1基 補助単価…100,000 円	500,000 円
消火栓ホース等	補助率…5割	100,000 円
防火水槽	補助基準…1団地につき1基 補助率…事業費から国庫補助等を除いた額の5割 補助限度額…350,000 円	700,000 円
構内照明灯	補助単価…25,000 円	200,000 円
避雷設備	補助率…5割	200,000 円
住 宅 用 火災警報器	補助基準…1戸につき2基まで 補助対象条件 ・煙感知方式(台所に設置する熱感知方式は除外) ・1棟当たり面積500㎡未満の住宅において、寝室等に設置するもの 補助単価…3,000 円	1,000,000 円

注 1 補助単価とは、1 補助対象品目に対する補助額をいう。

2 年間限度額とは、1 会員につき、補助対象品目単位で申請年度内に補助する限度額をいう。

3 補助率とは、事業に係る経費に対して補助する率をいう。

4 補助限度額とは、1 補助対象品目に対して補助する限度額をいう。

5 補助基準による申請対象数量の端数については、切捨てとする。

6-5 申請手続き
 6-5-1 手続きの概要

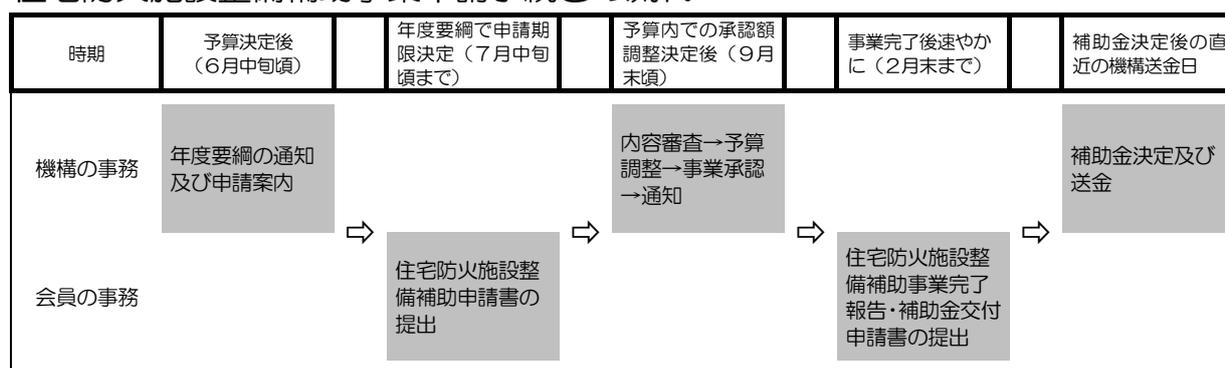
毎年度、補助単価等の具体的方針を定めた年度要綱を策定して、会員に通知しています。補助を希望する会員は「住宅防火施設整備補助申請書」（記入例はp100）に関係書類を添付して機構に提出して下さい。

申請書が提出されると、機構は内容審査のうえ、予算の範囲で補助金額を調整し、事業承認を行い、承認内容を会員に通知します。

事業承認を受けた会員は、事業を実施し、完了後速やかに「住宅防火施設整備補助事業完了報告・補助金交付申請書」（記入例はp101）に関係書類を添付して機構に提出して下さい。

機構は、補助金を決定し会員に通知するとともに、所定の方法で送金します。

住宅防火施設整備補助事業申請手続きの流れ



6-5-2 申請関係書類作成要領

補助金の交付申請に関する書類記入上の留意事項は、次のとおりです。

1 補助申請時

(1) 住宅防火施設補助申請書（別記様式1 p148）

【団体名・代表者職氏名】

火災共済委託契約者と同一の職にある方の氏名です。

【承認番号】～【戸数】

火災共済委託承認書に記載されている該当住宅の委託契約内容を転記します。

集会所等の共同施設及びプロパン庫等の付帯施設に補助品目を設置する場合には「戸数」欄に棟数を記入します。

【補助品目】

補助対象品目ごとに具体的な内容を記入します。

〈消火器 ABC10型、薬剤質量3kg〉

〈消火栓ホース等・・・ホース、格納箱〉

【数量】

「補助基準」及び「1会員年間限度額」の範囲内で補助の対象となる数量のみを記入します。対象以上の数量を記入しても対象を超えた部分は無効となります。

○補助基準における数量の調整

対象となる数量に端数が生じた場合には端数は切り捨てます。

(例)

消火器 団地戸数の1/2・・・35戸÷2= 17.5本 → 17本

○年間限度額における数量の調整

(例)

購入単価 7,350円

消火器 1,500,000円（補助単価×本数）・・・5,000円×300本=1,500,000円

【所要経費見積額】

上記の数量に対する見積額又は工事費を記入します（消費税込み）。

【整備完了予定日】

補助申請年度内で予定日を記入します。

【施設・設備の管理形態】

該当する管理形態を○（マル）で囲んで下さい。

（２）購入見積書又は工事見積書

宛名、日付、取扱業者の社判の押印がある補助品目の単価のわかる見積書又は工事見積書（設計書）を添付して下さい（コピーでもよい）。

補助品目以外の工事等も記載されている場合には、補助品目の単価と工事の総額がわかるページを添付して下さい。すべてのページを添付する必要はありません。

（３）補助対象設備等の設置個所を示す団地配置図又は平面図

タイプ別に用意し、同種タイプの複数の建物に設置をする場合には、代表でどれか一つの建物の図面に設置個所を明示して提出して下さい。

なお、複数の建物の代表に用いる場合には、図面に同種建物の名前（団地名）を記入して下さい。

（４）共済委託確認書

申請時において補助申請住戸が建設途上等にあり委託契約をしていない場合に提出して下さい。

２ 補助決定時**（１）住宅防火施設整備補助事業完了報告・補助金交付申請書（別記様式 1 p149）****【代表者代表者職氏名】**

火災共済委託契約者と同一の職にある方の氏名です。

【団地名、補助品目、補助事業の承認額】

機構から送付した事業承認書の明細一覧から転記します。

【数量】

機構から送付した事業承認書の明細一覧から転記します。

承認時の数量から変更がある場合は、変更後の数量を記入して下さい。

【確定所要経費】

事業承認の数量に対する購入又は設置等に要した経費を記入します（消費税込み）。

なお、数量に変更があった場合は、変更後の数量に対する経費を記入して下さい。

請負契約額と設計額とに差異がある場合には、請負率を考慮して費用を求めます。

【補助事業の完了日】

購入又は設置等を完了した日付を記入します。

【事業の検査員】

購入又は設置等の検査確認した者の所属部課名、氏名を記入します。

【補助金の受取について】

納入通知書又は銀行振込のいずれかを選択して下さい。

銀行振込による場合は、金融機関名、店名、預金種別、口座番号、口座名義（役職名以下に個人名がある場合はフリガナを記入）に誤りのないようにして下さい。

当機構は、原則として10日、20日又は月末（金融機関が休業日にあたる場合は翌営業日）に指定口座へ送金します。振込指定日が別に定められた場合は、その日までに同様に送金します。

（2）物品購入契約書、工事請負契約書又は請求書及び明細書

契約書は、工事名、工事場所、工期、契約金額、契約日、並びに契約者の記載・捺印等がされている箇所のコピーで結構です。なお、契約に変更があった場合は、変更契約書等も提出して下さい。

契約書を締結しない場合は、業者からの請求書（総額と対象品目の単価等が確認できるもの）のコピーで結構です。

明細書は、総額と対象品目の単価等が確認できる内訳明細書を添付します。

（3）納品書又は工事竣工調書

納品書は、宛名、日付、取扱業者の社判の押印のあるものを提出して下さい。

納品書などに、対象外の団地分が含まれている場合は、その部分については、会員の方で明示して下さい。

(4) 補助対象設備等の写真

補助品目ごとに設置状況のわかる写真（写真のカラーコピーでもよい）を各3枚～5枚程度添付して下さい。設置団地又は設置個所すべての写真を添付する必要はありません。

